

会 議 録

会議の名称 西東京市障害児教育検討懇談会（第8回）

開催日時 平成17年10月4日（火）午後2時00分から午後4時05分まで

開催場所 西東京市保健福祉総合センター・防災センター6階講座室2

出席者 【出席委員】（座長）八木澤 俊孝、（副座長）宮沢 春好、
兵藤 紫都子、北爪 みどり、秋本 篤哉 川合 眞理子、
高野 富、細井 邦夫、大野 雅生、蚊野 秀明、
稲津 明、清水 静雄、屋宮 茂穂、吉田 勉
【欠席委員】 足立 義朗、藤平 洋子、小坂 和弘、伊藤 伊都子
【事務局】（学校教育部長）村野 正男、（学務課長）富田 和明、
（指導課長）大町 洋、（教育相談課長）長澤 和子、
（学務係長）久保 鷹夫、（学務係）田島 康介

議 題 1 通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について意見交換

会議資料の名称

- 1 通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討（参考資料編）
- 2 通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討（実施方法編）

記録方法 全文記録

会 議 内 容

発言者名

学務課長：

それでは、定刻の2時になってございますので、まだお見えになっていない方もいらっしゃると思いますが、そろそろ始めさせていただきたいと思います。

ただいまから、第8回西東京市障害児教育検討懇談会を開会いたします。

また、本日は、通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について意見交換を行うということで、市民の皆様におかれましても御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

申し遅れましたが、私は事務局を務めます学校教育部学務課長の富田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。大変恐縮ですが、司会進行を、座らせていただいで進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 座長 挨拶

学務課長：

はじめに、障害児教育検討懇談会の八木澤座長より御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

座長：

八木澤です。本日は市民の方で御発言をなさろうと思っている方が多数お見えのようです。したがって、今日は十分お話を伺いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

学務課長：

どうもありがとうございました。

2 本日の進め方の確認

学務課長：

それでは、これから内容に入りますが、まずお約束をさせていただきたいと思います。2時からスタートさせていただきまして4時までということで、大変恐縮ですが、限られたお時間の中で簡潔に皆様の御意見を伺いながら進めさせていただきたいと思います。

それから、この会の後に、また後日でございますが、懇談会といたしましては、今日は意見を市民の皆様からいただく会でございますので、懇談会としての意見集約も含めて、後ほど次の会の日程調整をさせていただきますので、その辺についてはどうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、これからの進行につきましては八木澤座長の方にバトンタッチをいたしますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

3 資料の説明、確認

座長：

はじめに、まず事務局から配付資料の説明、確認をしていただいて、その後、資料2に沿って、本日御参加の皆様と委員との意見交換をしたいと思います。それでよろしゅうございますね。

それでは、本日の配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

学務課長：

それでは御説明を申し上げます。お手元に、今日お配り申し上げたものを確認させていただきたいと思います。

席次表と資料1（参考資料編）というものと資料2（実施方法編）、都合三つの資料を御用意させていただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、席次表はご覧いただくということにいたしまして、資料1の参考資料編の方から御説明を申し上げたいと思います。

1ページをご覧いただきたいと思います。こちらが「通常の学級に在籍する児童で、介助員がついている児童数は？」ということで、こちらについては私ども教育委員会がことしの6月に全校調査した結果でございます。常時介助がついているお子様については5名、一時介助が10名と。6月の時点ではこの15名を数値として把握してございます。

2ページでございます。「通常の学級に在籍する児童の障害の状況は？」ということでございます。こちらについても、17年6月現在でございますが、現在介助がついている、常時介助、一時介助。常時介助の方は肢体不自由、自閉症、知的障害。一時介助の方はアスペルガー症候群、ADHD等、ご覧いただくような内容でございます。ただし、（注1）というふうに記してございますが、「上記は、医師による診断を受けてい

ないものも含まれていますが、介助員設置を検討するときに必要な参考資料となるので、この表を作成しています。したがって、当該児童が上記の障害を持つことを断定するものではありません」ということですので、その辺をお含みいただきながらご覧いただきたいと思います。

3ページをご覧いただきたいと思います。3ページと4ページが、今回、この介助員設置の検討に入る基本的なきっかけと申しましょうか、その内容でございます。介助員についてどのような市民ニーズがあるかということでございます。ご覧いただくように、1回目、2回目、3回目というふうに陳情が出てございます。いずれも、「はっきいねっと」という団体ではございますが、3回とも議会の中でそれぞれ、平成14年の第3回、平成15年の第1回、最後に平成15年の第3回定例会の中で採択をされているということでございます。

それから、3ページの下の方の2行目でございますが、今の上記の陳情のほかにも、当該児童の保護者から学校長へ介助員を設置してほしい旨の個別の申し入れがあったと。それから、教育プラン21という、私どもの基本的な教育計画の策定時にもそのような御意見をいただいていることがございます。それが2番目でございます。

3番目の要因といたしましては、御存じのように、平成17年2月に坂口光治市長が就任されました。そのときの政権公約の32番に、小学校の普通学級に通学する障がい（害）児の介助員設置というものがございます。

ですので、この3点が、この事業設置の検討の原因ということになってございます。

それでは、5ページをご覧いただきたいと思います。「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助の現状は？」どうかということを書いております。日常の学校活動における介助については、保護者自身または介助ボランティアが行っています。介助ボランティアの募集については保護者が募集し、探しているケースが大半です。中には保護者と学校長が一緒になって募集しているケースや、学校長のみが募集しているケースもあります。介助ボランティアは複数の方が交代で、保護者ととも当該児童の介助を行っています。一日の中で時間単位で介助ボランティアが入れかわることもあり、そのようなボランティアの調整、コーディネートは保護者が行っています。これらは保護者にとって負担になっていきますということでございます。これが現状でございます。

6番目でございます。現在、市の教育委員会が制度的に行っているものをそこに書いてございます。現在、市の教員委員会では、通常学級に在籍する肢体不自由児を対象として校外活動に、宿泊を伴いませんが、介助員をつけております。また、平成16年4

月から水泳指導においても介助員をつけておりますということでございます。こちらについては、地域教育協力者活用事業という事業を通じまして肢体不自由児を対象としてつけておる制度でございます。

6ページをご覧ください。「予算額は？」ということで、こちらについては現在の心身障害学級、通級学級、通称、上については固定学級と言っておりますが、固定級と通級の関係の予算額をそこに記してございます。それぞれ小学校、中学校と書いてありますが、トータルで7,800万円ばかりという数字になってございます。現在の予算額はそういう数字を示してございます。

最後に、「他市の状況は？」でございます。こちらについては、その裏の7ページをご覧くださいと思います。表にしてございます。26市を書いてございますが、各市いろいろな状況でございます。肢体不自由児のみというところが、ご覧いただくように、かなりの数でございます。それから、LD、ADHD、高機能自閉症等というところが日野市、国分寺市、東久留米市ということではございますが、左の方のいわゆる日常の学校生活への設置というところにいろいろな時間帯がございますので、それぞれ各市工夫をして実施しているというところが現状でございます。ただし、保護者の負担額については無償というところが全体でございます。

以上、御説明申し上げたところが資料1、参考資料編といたしまして、現在のいろいろな状況を御説明申し上げます。

それでは、恐縮ですが、2の方をご覧くださいと思います。今日の御議論をいただく一つのたたき台とでも称しましょうか、資料でございます。

まず、表紙の部分をご覧くださいと思います。「検討すべき課題」、つまり皆様から御意見をいただきたい課題といたしまして、私どもの方で六つに分けてございます。まず対象者はどういう形がよろしいのか。設置日数はいかがか。設置範囲、介助員の確保はどのようにするか。決定機関。費用負担。それぞれ六つに分けて御議論、御意見をいただきたいというふうに考えてございます。

それでは、1ページ、2ページをご覧くださいと思います。今申し上げました対象者でございます。こちらについては、選択1から選択4まで設定させていただいております。選択1が肢体不自由児を対象とする。各項ご覧いただくように、知的障害等との重複障害を除くということでございます。そして選択1ならば、現在市の教育委員会がつけている介助員の対象と同じである。それから現在常時介助を行っている児童の中には肢体不自由児以外の障害のある児童もいるので、そういう児童は対象にならないた

め保護者の負担が軽減されない。それから市議会で採択された陳情の提出者の趣旨には合致しないということでございます。

選択2です。肢体不自由児を対象としますが、知的障害児との重複障害を含むということでございます。現在、常時介助を行っている児童の中には、肢体不自由以外の障害がある児童もいるので、そういう児童は対象にならないため、保護者の負担が軽減されないということです。ですので、選択2については肢体不自由児以外の障害のある児童もということが、その点が1と違っております。

選択3です。LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害以外の障害を対象とする。現在、常時介助を行っている児童は対象になるため、保護者の負担が軽減されます。先ほどの数字でいいますと、5名については対象になると。現在一時介助を行っている児童の中には、発達障害の児童もいるので、そういう児童は対象にならないため、保護者の負担が軽減されない。市議会で採択された陳情の提出者の趣旨に合致しない。

最後の選択4が、全ての障害を対象とするということでございます。市議会で採択された陳情の提出者の趣旨に合致すると。それから特別支援の対象となるLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含めることにより、西東京市における特別支援教育のあり方の検討と関連が出てくる。御存じのように、特別支援教育については、まだ国等とははっきりとした方向性が見えてございませんので、若干そちらの方と調整する部分が出ようかなということでございます。

それから、検討課題2「設置日数・時間数」でございます。こちらについては、「上限を設ける」場合と「上限を設けない」場合と、大きく二つに分けてございます。

まず、「上限を設ける」場合も、週に1日、年間を3分の1、日にちに直すと70日。それから年間の半分と。ですので「上限を設けない」場合をご覧くださいように、年間をフルで200日という数字でとらえてございます。ですので、まず「上限を設ける」場合と「上限を設けない」場合。それで、「上限を設けない」場合は200日をフルタイムということを設定してございます。

それでは、検討3、4をご覧ください。3ページ、4ページでございます。

検討3「設置範囲」。通常授業、校内行事、校外活動等、どういう時間帯に設定するかということの選択肢でございます。

1番が校内行事（運動会、学芸会等）に介助員を設置するかどうかでございます。選択1-1が、通常授業と同様に校内活動であるのだから介助員を設置する。選択1-2は、校内行事は普段の学習成果の発表だから介助員を設置しないということござい

す。

2番でございますが、校外活動（日帰り）に介助員を設置するかどうか。こちらについても選択2 - 1と選択2 - 2がございます。選択2 - 1は、つける。選択2 - 2は、体調管理が難しいため介助員は設置しないということの意見でございます。

3番目です。校外活動（宿泊を伴うもの）に介助員を設置するかどうかについても、選択3 - 1と選択3 - 2がございます。選択3 - 2については、やはり体調管理が難しいということで設定させていただいております。

4ページです。検討課題4「介助員の確保」についてです。こちらについては、先ほどの御説明の中でもちょっと申し上げましたけれども、御父兄方が一番御苦労されている部分かなというふうにも考えます。介助員の登録受付やスケジュール調整等のコーディネート機能をどのように行うかでございます。

介助員の登録受付、スケジュール調整等のコーディネートは、現在は保護者が行っています。市教育委員会がどのように役割を負担するのがよいか、お聞かせをいただきたいということでございます。

選択1です。介助員の「募集」「登録受付」「コーディネート」は、市教育委員会のみが行い、保護者は役割を負担しなくてよい。基本的な考え方といたしましては、入学を認めたのだから市教育委員会がすべて負担するものとするため。

選択2です。介助員の「募集」「登録受付」「コーディネート」は、主として市教育委員会が行い、「募集」については保護者も行う。最も負担になっている「コーディネート」は市が行うことで、保護者の負担軽減になる。「募集」は一人でも多くの人員が必要なため、保護者もともに行うものとするためです。

選択3です。介助員の「募集」「登録受付」「コーディネート」は、主として保護者が行い、「募集」については、市教育委員会も行う。一人でも多くの人員が必要なため、市教育委員会も市報等で募集を行うものとするためということでございます。

続きまして、5ページ、6ページでございます。こちらについてはどちらかという、事務手続の分野に入ってこようかなとも思いますが、検討課題5「決定機関」については、選択1として教育委員会事務局内に決定機関を設置する。複数の者の意見によって判断した方がよいため。選択2として決定機関は必要ない。会議を開催するに時間がかかり、機能的でないため。一つの決裁という行為はとりますが、事務的決裁で済ませるという方法でございます。

検討課題6「費用負担について」です。こちらについては、先ほど他市の例でも無償

ということがございました。ただ、この間、先ほど市長のマニフェストが、これの一つの大きなスタートの要因であるというふうに申し上げた中に、「自助・共助・公助」という基本的な考え方を示してございます。自助というのは、御自分で努力して何とかしようという意味でございます。共助というのは、例えばボランティア参加をいただきながら、それを助けていただこう。公助というのは行政がお手伝いをする部分であるということで、3本の柱という基本的な考え方を示してございます。それを、この制度の中に組み込む場合はどういう考え方をしていけばよろしいのかということでございます。

選択1は、設置日数に当てはめて考えるということでございます。市教育委員会が設置する介助員の設置日数に上限を設けることにより、残りの日数を「自助」部分として保護者が負担するものと考えられるということでございます。ですので、「自助」の部分が保護者であるというふうな形を、上限を設けることによって具体化していこうという考え方でございます。

選択2は、介助員への謝金に当てはめて考えるということで、「自助」を保護者が一部負担ということによって担っていただこうということでございます。

選択3は、介助員の「募集」等に当てはめて考える。介助員の「募集」等においても自助部分として保護者は、市教育委員会とともに募集等を行うものと考えられるということで、どちらかという、労務の部分で選択1と3は似ている部分があるかと思っております。

もう一つ、基本的な「自助・共助・公助」という考え方は最初から持ち得ないというのが選択4でございます。こちらについては「自助」として、介助員設置に関して、保護者が負担すべきものはないということで、市の教育委員会が全て負担するという考え方でございます。

このように、お手元の資料、先ほど申し上げました1から6に分けて、それから選択肢も幾つか設定させていただきましたが、これはあくまでも私ども事務局が、でき得る限りの情報をもとにつくりましたので、ある意味では皆様の御意見の中には、この選択肢を超える部分もあろうかと思っております。それはそれで御意見をいただければというふうには思っております。

私の方からは以上、説明でございます。

4 意見交換

座長：

資料1、2について、委員の方で御質問はありませんでしょうか。

委員：

資料1の1番ですが、これまでの常時介助、一時介助を含めて、昨年度までの実績は、どのくらいの方が利用されていて、かかった費用を含めた形での、これまでの実績を教えてくださいいただきたいということが一つ。

資料1の7番の、参考資料として出ているだけでしょうけれども、固定級、通級の予算と書いてあるのですけれども、これの内訳を教えてくださいだと思います。

参考資料として出ているのであれなんですけれども、今年度の全体の数というのでしょうか、心障学級と通級学級に通っていらっしゃる子どもたちの数を、前回のときにも資料としていただけてないので、その数を教えてくださいありがたいと思います。

学務課長：

数の方から申し上げます。あくまでも平成17年8月1日現在の数で御報告申し上げます。

まず、小学校で固定級が60名、通級が108名です。中学校については通級がございませんので固定のみの数でございますが、42名でございます。

それから予算ですか。実績といいますと、私どもの方は、先ほど来申し上げましたように、現状では今般御説明申し上げているこの制度はございませんので、今まで持ち得ている事業というのは、地域教育協力者活用事業という肢体不自由児のみの予算でございますが、そちらでよろしければ。小学校については、平成16年度実績として35万円でございます。中学校については1万9,000円でございます。平成17年度については9月までの数字で申しますと、小学校については11万円、中学校については4万円でございます。

6ページの、平成17年度の予算の内訳でございますか。こちらについては、小学校と中学校に分けてございますが、内訳といいますと、どういう、細々とした積み上げでございますか。

委員：

内容がわからないので。

学務課長：

御説明申し上げます。まず心身障害学級の固定級の小学校が4,007万7,000円。中学校が346万3,000円と、大きく違ってございますね。小学校のいわゆる固定級の方につきましては送迎バスをつけてございますので、そちらの金額が、内容で言いますと1,946万8,000円つけてございます。それで、こちらについては三つの施設、谷戸のせせらぎ、中原のつくし、東小のあすなろというところですので、バスを3台回しております。そのトータルが今申し上げました1,946万8,000円。と同時に、バスについては介助員がいないと、まだ小さいお子様で危ないので、5人つけてございます。それが1,065万円つけてございますので、合わせて、これ自体で、もうほぼ3,000万円ということでございます。あとは、それぞれの施設の備品だとか電気代も含めて、その辺の数字がのせてございます。ですので、そういう意味では中学校については送迎等をつけておらないで、数字は低くなってございます。同時に、こちらについては田無一中のわかばと、保谷中ののびるという2施設であるということでございます。

通級の小学校の2,400万8,000円については、大きく、教室改修工事費というのが来年度、芝久保に言語を設置する予定で、要は部屋の改修工事を設定してございます。それが1,154万6,000円ばかりあります。と同時にもう一つ、東伏見については空調設置をいたしました。合わせまして1,792万1,000円というところが、工事費も含めて大きな数字でございます。ただ、ランニングコストにつきましては、それからの差でございますので600万円程度というふうになってございます。

心身障害学級介助員というのは、5名の臨時職員等でございますが、職員をバスの添乗も含めてつけておるといふ5人分の人件費でございます。

付き添い補助人件費の中学校の13万5,000円というのは校外活動ということでございます。ですので、どちらかという、上の二つがハードを含めた全体の数字である。下のものについてはいわゆる人件費絡みのものであるというふうに御説明をさせていただきます。

座長：

ほかにありますでしょうか。

それでは、これからの時間は御参加いただいた市民の皆さんと意見交換をしていきますが、最初に、配付資料1、3ページの介助員に関する陳情の提出者である「はつきいねっと」の方が御参加ですので、陳情の趣旨について御発言をいただこうと思います。

説明者：

初めまして。私は「はっきいねっと」の と申します。本年度「はっきいねっと」をさせていただいております。本日はこのような機会に発言させていただき、誠に感謝いたします。

前回、前々回、傍聴席で私も拝見させていただいたのですけれども、このような陳情を出した者の責務として、ぜひここで、なぜこのような陳情が出たのか、その背景と本質の部分と、今どういう状態になっているのかということをお時間をいただいておりますので、お話ししたいと思います。よろしくお願いたします。

ちなみに、「はっきいねっと」というのは2000年にできた市民団体でありまして、主に障害児の親たちが集まって、この町の障害児の教育ですとか療育をよくしていこうという思いが集まった任意団体です。私の子どもも今、小学校に、毎日車いすで通っています。その一人の親であります。

ここにいる皆さま方には、当たり前だというふうに思われることも少し含んでおりますけれども、順序立ってお話をさせていただきます。

一般的にというか、私のケースもそうですけれども、障害児の親になるということは、出生もしくは健康診断、定期診断のときに、この子はちょっとおかしいんじゃないかなというようなことから始まります。その中で、親としては、その子どもの将来というか、保育園はどうしよう、幼稚園はどうしよう、小学校はどうしよう、中学校はどうしよう、その上はどうしよう、就職はどうしようという、そういうことを真剣に悩みながら、まずは療育機関ですとか医療機関の医師、理学療法士の方々といろいろ面談を持ちながら、どうしていこうかなと決めるのが一般的だと思います。

そういう中で、我が町には、ひいらぎ、ひよっこですとか、非常に素晴らしい療育機関がありますので、その先生方とも何回も何回も話をしながら、自分たちの子どもの発達をどうしていこうかということを考えているというのが、これはすべての親は同じだと思っております。そういう中で、大体2歳か3歳に、うちの子どもの場合は2歳ですけれども、保育園というかひいらぎ、まず療育機関の方に通って、週に一、二度、療育を受けておるのですけれども、その後、その療育の先生方といろいろ相談をしながら、親の都合もあって保育園に入れたらどうかというようなことが挙がってきました。これはもちろん、全ての家庭ではありませんけれども、そういうことが結構多いと思います。

そういう中で、アドバイスをしてくれる療育機関の先生ですとか、そういった方々が、この子は大勢の中でいろいろなことを経験することがいいのではないかというような判断等々のアドバイスをいただきながら、保育園に入る。うちのケースの場合は入ってい

ます。保育園に入りますと、御存じでない方が多いかと思えますけれども、介助員というものを我が町ではつけていただきまして、ちょっとした支えというか介助をしながら、保育園で普通の子どもたちと一緒にワーワー騒ぎながらというか、暮らしていくのが普通です。

そういう中で就学時に向かって年々年をとってくるにつれて、保育園の友だちなどもいっぱいできてきまして、保育園の友だちが小学校に上がるときに、当然ながら一緒に今まで遊んできた子どもが地域の学校に行くというのは当たり前だというような状況があります。そのときに、教育相談ですとかいろいろなことを相談しながら、先生方のアドバイスをいただいて、では地域の小学校に行ってみようじゃないかというようなことを親が判断をしてというか、思って、それで入れていく人たちが結構多いのではないかと考えておりますけれども、その中で学校教育において今介助員というものがないので、親がつけてくださいというようなことで、初めて、ああそうなのか、今まで一緒に遊んできた子どもたちと継続してともに学ぶということがかなり大変なんだなというような状態になっています。

もう一つポイントとしては、学校には学童というものがございます。うちの子どもも入っておりますけれども、学童に行くと、学童には介助員というものがついてます。これは当然学校教育の中と学童とは違うということではあるのですが、ここでお伝えしたいのは、保育園でも介助の先生がついて、ちょっと手をかしていただきながら地域の中で暮らしていく。学童でも、介助の先生がついて、ちょっと手をかしながら、元気に友だちと暮らしていくと。そういう中で、学校の中だけは今介助員がないということが実態です。

そういう中で子どもは2003年から、介助員をつけてもらいたいという、ごくごく普通の、当たりの気持ちとか思いの中で、資料の3ページに書いてありますが、3回の陳情を出させていただきました。これを出す中でいろいろな人と話しながら、当然行政の方ですとか学校の先生、議会の方、市長、いろいろな人と話をして、なかなかその実態というか、その背景が分かっただけなので、単に介助員をつけるというのはわがままなのでないだろうかとか、何で普通学級に行かなければいけないのかとか、そういうような意見があったのですが、私は、もしくは「はっきいねっと」は、すべての子どもが通常学級に行けばいいということ全く思っておりません、障害というのは一人一人全く違いますから、その子が一番発達するに適した環境はどこなのだろうか。それは養護学校であるかもしれませんが、心障学級かもしれませんが、普通学級

かもしれない。ここが一番重要なところで、ただ養護学校に行けば、心障学級に行けば、介助員もしくはそういった環境は整備されているにもかかわらず、普通学級に行こうとしたときにあまりにもそのハードルが高い。それを少し下げてくださいませんかということです。

ほんの少しの声かけですとか、トイレの身体介助ですとか、見守りですとか、車いすをちょっと押すとか、そういうようなことがあれば十分に普通学級でやっていけるようなお子さん、子どもも、今の状況ではなかなかそれが実現できない。それを何とかしてくださいという、ここが本質ですので、ぜひ御理解をいただければなと思っております。

実態なんですけれども、今、当然、当市では介助員制度はありませんので、親がみずから介助に入るか、もしくはボランティアさんを募るということを行っております。ただ、皆さんも御想像していただければ分かると思うのですけれども、もう毎日毎日のことです。毎日毎日ボランティアさんを募って、それをコーディネートして「お願いします」と、毎日毎日頭を下げながら、そのスケジュール調整をしています。例えば夜中の10時ぐらいに電話がかかってきて、「急にあした行けません」となったときに、ではどうしようかと。お父さんもお母さんも仕事がある。子どもを休ませるしかないのか。毎日毎日、日常的にこういったことが行われているという実態がある中で、自分たちは何とかしてもらえないかなというところが今までずっと考えてきたところです。

一方、こういったことを考えながら、日本の、日本のというか、この町の周辺、もしくは日本のほかの市などを見たところ、やはり確実にそういう介助員制度ですとか、それにかわるようなものが増えてきているのが事実です。ですから、私どもの願いがそんなに大した、わがままですとか、そういったものではないのかなということを最近特に考えています。

こういう議論をしますと、介助員をつけると、ほかの町からいっぱい障害児がやってきて、お金がかかってしょうがないんじゃないかというような批判があります。そういう批判に対して、私はいつも二つのことを言っておるのですが、一つは、障害児の親というのも馬鹿ではありませんので、何が何でも普通学級に入れればいいなんて全く思っておりません。自分の子どもに合った環境はどこなのかというふうに考えたときに、介助員制度があろうがなかろうが、養護学校に入れることが一番だというふうに決めた親は必ず養護学校に入れたいと思いますし、心障学級に入れることが一番

だというものは、そういったことになります。ですから、そのようなことはまずないということが1点。

もう一つは、ちょっと広く考えた場合に、介助員制度があって、いい町だね、この町に住んでいることを私は誇りにしたいと思いますけれども、そういう町になること自身が本当いけないことなんでしょうか。西東京市の福祉に関して、西東京市は周辺に比べていい町だというようなことが、そういう町に住んでよかったなということが、多分ここにいらっしゃる皆さんすべての願いなのではないかなと思います。

ですから、まとめますけれども、陳情の内容はここに書いてあるものを読んでいただければ分かる、ごくごく普通のことです。特に特別なことではございません。かつ、ちょっとした手助け、ちょっとしたサポートをしていただければ、子どもたちと一緒に十分学べる子どもたちがいることも事実です。特に学校の先生方も今熱心にいろいろやっています。私の担任などは、もう本当に毎日毎日、車いすを2階から3階に上げたり、そういったことも、何の嫌な顔をせずやっています。でも学校の先生たちも非常にタイトなスケジュールの中でかなり疲れているなどのもありますので、学校の現場の皆さんと我々親と、かつ教育委員会の行政の皆さん、この三者が知恵を出し合って、予算がないというのはあるかもしれませんが、そういったことを解決するためには全員が知恵を出し合って、何か解決する方法があるのではないかと、そういう視点で考えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、こういう内容を検討するときにぜひお願いしたいのは、子どもの視点に立って考えていただきたいということです。現場にいる子どももしくはその友だち、もしくはその先生方が何を今考えて、思っているかということ、そういうことを考えた場合に、先ほど課長から説明があった検討項目の中で、障害種別によって介助員をつけるつけないというようなことが考えられるのか。あと、時間を制限して、はい、あなたは予定の時間を過ぎましたので介助員はもうつけられません、こんなことが考えられるのか。そういったことも十分に考えていただいて検討していただければなと思います。

座長：

それでは、これからの時間は資料2に沿って参加の皆さんと委員とで意見交換をしていきたいと思っております。それで、御発言なさる方はお名前をおっしゃって発言していただきたいと思っておりますし、せっかくお見えですから、できるだけ皆さんに発言していただきたいので、簡潔に、しかも、今日22人見えていらっしゃるので、その方の時間を考え

ても、どうしても短い時間で、しかも、ここぞというところで御発言をいただきたいと思います。私の方では、どなたが発言したかというのをつけておきますので、できるだけ皆さんに発言していただきたいと思います。

それでは最初に、資料2の1、2ページ、検討課題1の対象者、検討課題2の設置日数・時間数について御意見のある方はおっしゃっていただきたいと思います。

参加者：

まず、対象者ということなんですが、その前に、この通常の学級に在籍する障害のある児童ということで、これは決まっているのかどうかということです。通常の学級に在籍すると言いましても、昨年11月に東京都の教育委員会から出された特別支援教育推進計画の中で、19年度から養護学校に通う児童・生徒にも、地域校に副籍を持ち、交流を図るということが明記されています。それに、今、国の動向を見てということですが、推進計画の中にも、国の動向を見ながら19年度以降、特別支援教室という形で始まる。19年度に始まるかどうかはまだわからないのですけれども、そういう方向で今動いていますから、それが始まると、すべての子どもが通常の学級に副籍なり、今の固定級がなくなるわけですから、主な籍がすべて通常学級になるということだと思うですね。まだはっきり決まっているわけではないのですが。

そうしますと、19年度以降、副籍を持つ、うちの子どもは養護学校に行っていますけれども、副籍を持ちます。そうした場合に、交流時の介助等について、都の方からは、できる限り保護者の協力をとということで説明を受けているのですが、中には協力できない親御さんもいますので、遠方の養護学校に通う障害児にとって、地域との交流が今全くできていない状態ですね。それを、東京都の方が考えて、こういう副籍という制度をつくっている以上、やはりこの計画を無駄にしないためにも、通常学級に通っている児童・生徒ということに限定することがよいのかどうか。

それから、今後、どの子どももすべて通常学級の籍になる。来年はないにしても、そういうことで国や都が動いているということを考えると、こういうような表記の仕方でもいいのかどうかということがちょっと疑問です。養護学校の子どもにつきましても、副籍として籍を持つ以上、市内での交流時には介助員を認めてもらえるとか、そういうようなことは後でまた検討ということになるのでしょうか。

現在、障害児というのは体が弱い子が多くて、体力的な面からも本来であれば、近くの学校に通わせてあげたいのですが、ほとんどのお子さんが片道1時間以上、スクールバスに乗って通っているのが現状なんです。介助員ができることで、先ほど養護学校が

いいと選んだ親は養護学校に入れますよというお話もあったのですが、本当に体力の弱い、小学校低学年のお子さんが、もし介助員がついて安全が確保されるのであれば、地域の学校に行きたい、行かせたいと思うのも当然のことだと思うんですね。うちも、今は大きいからあれですけども、小さいころは毎日往復2時間もバスに乗っていくなんで本当にかわいそうだなと思いました。だから、そういう点からも、通常の学級ということで限定するのはどうなのかということもちょっと検討していただきたいなと思います。

座長：

どうぞ。

参加者：

時間がない中で申しわけありません。先ほどの方は親御さんの立場で発言されたのですが、私は自立福祉会、学内介助プロジェクトというNPOで有償ボランティアという形で、昨年度から普通学級に通われる障害を持つお子さんのところに介助員を派遣している団体です。自分たちが1年半、実際にやってきた実績の中から感じることを発言させていただきたいと思います。

まず、1番、2番についてですが、先ほどの方もおっしゃいましたが、どの障害だから介助が必要ない、必要あるというふうな形で線引きをするということはとても、実際的にも難しいことだと思います。あるいはその学校の環境なり教師のありようなりにもかかわるし、お子さんのその日の状態によってもかわるかもしれません。ですから、基本的には全ての障害を対象とするべきであるというふうに思っております。

また、設置日数や時間数についても、車いすを上げるだけとか、トイレ介助だけの方もいらっしゃれば、常時見守りや声かけの必要な方もいらっしゃいます。それは、あくまで必要十分な介助であるべきで、多過ぎても少な過ぎても、その子が学校で育っていくにはよくないことだと思っておりますので、上限は設けないということで考えていただければと思います。

この後の問題に関しても、できれば、そういう介助をしてきた側の立場として発言させていただければありがたいです。

座長：

この1、2でありますか。どうぞ。

参加者：

私は江東区の方で発達健診業務と、あと個別の療育の指導を行っています。そうい

う立場で発言させていただこうと思っています。

やはり対象者に対しては、担当のLDの子の公開授業などを見にいきましても、先生は困っていない。比較のおとなしくて、多動だったりとか周りに迷惑をかけない子でも、本人自体がすごく困っているケースがとともあるので、教師とか親が困っている以前に、実際の子どもの状況を見て判断して、やはりすべての対象者ということで介助をつけてあげてくれるといいなと思っています。

また、時間日数とかの上限に対しても、例えば介助者一人に対して対象者2名でも大丈夫な場合もありますし、1対1でないと、どうしてもだめという場合もありますし、そこら辺はケースバイケースできちんと特別支援教育などの推進と同時に、校内で専門家と先生方の必要だと思っている意見と、保護者の必要だと思っている意見と、あと子どもをきちんと見る専門家で会議をした上で、一人一人のケースで、どれくらいの介助が必要かというのを検討して、先ほどの方がおっしゃったように、多過ぎもせず、少な過ぎもせず、その子その子に合った介助の日数で介助する形でつけていただいたらいいと思われまます。

座長：

どうぞ。

参加者：

私の娘は、皆さんと違って医療行為という問題がありまして、吸引なんですけれども、吸引があるがために普通校にも通級にも固定級にも、どこにも入ることができない状態なんです。お昼休みの一回だけとかそういう吸引だけのために、地域の学校に行けないという子どもも何人かいるかもしれませんので、その辺もちょっと、全ての障害の対象に入れていただければありがたいと思います。

座長：

どうぞ。

参加者：

私の娘も、対象者という部分でお願いなんですけれども、この中には全ての障害をという部分で入っていないのですけれども、聴覚障害で重い難聴児です。そういう子が市内には何人も通ってしまっていて、西東京市には通級学級として言語学級がありますけれども、でも、難聴学級はございません。それで、他市に、隣の練馬区や武蔵野市に通級させていただいている状態で、中学校も現在ありません。でも、先ほど皆さんおっしゃっていますように、全ての障害というか、聴覚障害も肢体不自由の子だとか、いろいろほ

かの障害の子とは、障害として違う見方をされる場合があるんですけども、でも障害者手帳を持っていますし、情報保障という意味では、情報がきちんと皆さんと同じように公平に伝わっていないということがすごく多いですので、親として、娘は5年生になりますけれども、中学校も地元の中学校にぜひ、友だち関係がすごくよくて行きたい、学校が大好きで、そういう部分で全然情報保障が - 情報保障というのは、介助員としてそれが認められるかどうか、私もちょっとわからないんですけども、パソコン要約筆記とか授業中、あと全体行事とか運動会などいろいろな段階で行うものに関して、介助として通訳として今実際私もボランティアさんを募って、自分でもお願いして、学校の中に入らせていただいている状況ですので、ぜひこちらの対象者の選択議論の中で、全ての障害を対象とすることを希望しますし、その中に聴覚障害児、もちろん視覚障害児も入れていただきたいということを切に願います。よろしくお願いいいたします。

参加者：

今の方と同じ、聴覚障害児の娘を小学校に通わせています。2年半前にちょっといろいろありまして、聴こえなくなりました。でも、本人は、兄弟、友だちのいる小学校に通いたいと言うし、私も、今までと同じような感じで学校に行かせたいと思い、小学校に行かせました。重度なので、補聴器をつけていても、何となくの音は分かるのですが、会話としては聞き取れる状態ではないので、板書を多くしていただいたりとか、周りの友だちの手助けで今何とかやっています。これから学年が上がったりすると、かなり厳しいので、私もたまに学校に行ったりはしますが、希望する障害児の生徒・児童全員に介助員をつけていただいて、上限とかなしに常時つけていただきたいと思います。本人も本当に学校が楽しくて、私もできる限り通常学級で頑張らせたいと思っていますので、よろしくお願いいいたします。

座長：

どうぞ。

参加者：

息子を通級指導学級に通わせています。やはり皆さんと同じ意見で、同じ病名でも、その子によって求めるものが違いますし、介助の方も得意分野と申しますか、手話ができる方もいれば、話を聞くのが上手な介助の方もいらっしゃると思いますので、全ての障害を対象にさせていただいて、上限も設けることなく、それぞれのお子さんに合った介助、やはり介助を求めているからには必要ですので、どうか、それに沿っていただけるように、よろしくお願いいいたします。

座長：

どうぞ。

参加者：

今、肢体不自由の子どもを持っておりまして、小学校に通っております。

まず、対象者という点についてなんですが、上の方に「肢体不自由児の他に」云々というふうに書いてありますので、これでいくと、肢体不自由児は対象になるのは当然だというような前提になっているようではすけれども、我が子を最も適切な教育環境に置きたい、我が子の健全な発達を願いたいというのは、どの障害を持つ子どもさんの親御さんでも同じ思いだと思います。ですから、今まで聴覚障害の方ですとか、いろいろな障害をお持ちのお子さんの親御さんの発言がありましたけれども、同様に、どの障害に限ってという議論は好ましくないのではないか。対象としては全ての障害を対象にすべきであるというふうに考えます。

今回のいろいろな議論の発端の一つであります「はっきいねっと」から出した陳情で触れている子どもというのは、まさに私の子どものことでして、うちの子が小学校に上がるに際して介助の人がつかないと、この学校には来れないんだよというような発言が当時の校長からございました。一方、そのときに母親は、3月に第二子を産むという状態で、母親が介助につくということは到底できないというひっ迫した状況がございましたので、この陳情という形でお願いしたということでございます。すいません、蛇足でした。

それから、設置日数・時間数ということについても、介助がつかないと学校に通えないという事実もございます。ではそういう場合、介助がつけられない、上限を設けることによって介助のつかないときが出てくる。そうしたら、その子は学校を休まなくてはいけないのかという状態になってしまいますので、これも、日本国憲法の話を出しても仕方がないと思うのですけれども、教育を受ける権利ですとか、親からすれば教育を受けさせる義務がございますので、そういった点からも好ましくないのかなというふうに考えます。

座長：

今、今日お見えの方々からお話が出たのですが、委員さんの方で、その御意見に対して何か御発言はありますか。

委員：

検討課題の2について御質問というか、選択肢が1から4あるのですけれども、「上

限を設ける」「上限を設けない」というふうに分けていますけれども、これは私の推測なんですけれども、市はいろいろなことで行政をやっていますけれども、その辺の予算との絡みも含めた上でのこういう選択肢なのかなというふうに勝手に推測しているので、すけれども、この辺はどうなのかなというのがあります。

座長：

では、事務局の方で。

学務課長：

事務局の方で、今の御質問に対して御説明申し上げます。まず、「上限を設ける」「上限を設けない」という二つと同時に、そこに40、70、100、そして200日という数字。当然予算の問題が出てこようかと思いますが、予算につきましてはこれからの分野でございますが、ただ、先ほど他市の例を御説明した中で、多くの市がまず上限を設けていると。その理由といたしましては、予算の点が一つ大きくあるんだろうなという気はしております。それと同時に、いわゆる適正就学という問題があるのかなという気がしております。その中に先ほど「自助・共助・公助」というふうに、それぞれの部分で御説明申し上げました、いわゆる「自助」の部分、御自分で努力をする部分ということで上限を設けているのではないかなというふうに考えてございます。ですので、そういう意味では「自助・共助・公助」の考え方と予算の考え方、恐らくその二つで、その数字がそれぞれ、各市の場合は出ているのだろうなという気がしております。

座長：

それでは、次の項目に移らせていただいてもよろしいですか。

委員：

この選択肢4項目の中で分けられると、とてもすごく考えることがいっぱいあるんですけれども、基本的には対象者として挙げるならば、先ほど皆さんがおっしゃったように、全ての障害を対象とすると、この項目の中で言えばそうなると思います。ですが、今の学校現場の中で、一番問題になっているのは親御さんが自分のお子さんを障害を障害と認識されていない場合ですね。私が一番心に引っかかるのは、確かに障害名で分けられれば、もしかしたら障害名がつくお子さんであるのかもしれないけれども、そこを親御さんがきちんと自分の子どもの障害を認識していらっしゃるか、そうでないかによって、その子どもさんの学校の生活自体が物すごく環境が違うというか、その中で介助員をつけるつかないという、まず最初の段階から、例えば自分の子どもを障害と認めていない場合には、なぜうちの子が介助の対象になるのだろうか、そういう疑問から入る親

御さんも、実際にいなくはないのですね。そこら辺のところ、この中ではうたわれていないというか、そういうお考えの保護者の方のお子さんの場合は、一体この介助員の、要するに見て、この子には介助が必要だなと思っていても、それをつける権限というか、そこが校長先生にあるのか学校にあるのか、市の教育委員会にあるのか、ちょっと私も定かではないのですが、そういった子どもたちもこの中で話し合っていかなければいけないのではないかなと、今話を聞いていて思ったし、介助をつけることで、確かに学校生活がスムーズに動く場合もあるけれども、学習という面から考えたときに、果たして介助員をつけただけで、それが今後その子どもにとって、まあ小学校だけではないわけですね。この場合は小学校のことでしか言われていませんけれども、その子が小学校を卒業し、中学校を卒業し、また高等学校を卒業し、社会に出ていったときに、その小学校の部分だけで介助員制度と限定して考えていいものなのかどうかというところを含めて - こうやって分けられると、この部分、この部分となるのですけれども、総体的に考えていかないと、介助員制度というものがたくさんの予算を取らなくてはならないわけですから、その部分も含めて考えていかないと、ちょっと難しい、難しいというか、いかなければならないのかなと思いました。

座長：

また違った角度からの御発言でした。

はい、どうぞ。

参加者：

子どもが知的障害で今普通校に通わせていただいております。障害を持つ子の介助員制度についてというお話なんですけれども、一言で、どうしてそういう制度が必要なのかということなんですけれども、もっと根本的に考えれば物すごいわかりやすいことで、この地域、この地域の教育行政が、障害を持つ子、親に冷たいんですよ。ですからそこを改善するための一つの方法として介助員制度を主張しておるとというのが実態です。

先ほどから、養護学校に行かれています方の問題ですとか、そういった問題も出てきています。根本的には、障害を持つ子に対して冷たい、それを改善してくれということなんですよね。

介助員制度がようやく、こういうふうに検討されるようになったというのは大きな進歩なんですけれども、たたき台とか検討課題を見て率直に思うことは、冷たい心を持つ人が、そのまま制度というものを指先だけでつくったらどうなるかというのがまさしく出てきたものになっているんですよ。ですから、1から6まで順番に検討するにも値し

ないと、皆さんが今おっしゃっているのをもう少し厳しく申し上げさせていただいているというふうに私自身は認識しております。

具体的に言いますと、参考資料の1ページ目、ここで私ひっくり返ってしまったんですけれども、1「通常の学級に在籍する児童で、介助がついている児童人数は？」と。「ついている児童人数」ではないですよ。「つけられている児童人数」ですよ。制度がないんですよ。結局、今つけられている人というのは、ボランティアとかそういう好意のある人を何とか偶然を重ねてかき集めてつけられている人なんですよ。ひとつお聞きしたいのですけれども、自分の子どもが学校に行くのに5人、10人のボランティアを集めるのを俺は楽勝だという方はいらっしゃいますか。それだけ苦労して集めているんですよ。ついているんじゃないんですよ。ということは、大半の人がつけられていないんですよ。そこにニーズがあるんです。それを、この表の数だけ合わせて、ニーズはこれだけだということから議論をスタートしている。検討課題1、2、3、4、ずっとそうですよね。違います。全然違いますよ。我々が求めているのはそういうことではないです。そういう場面で苦労しているところで、そこに改善を申し入れているのであって、この表でこれだけだから、この障害の人はこうだとか、そんなのは全然、指先の電子計算機とワープロの世界の話ですよ。

続けていきますけれども、検討課題の、どこでしたっけ、ボランティアをつけるところがありましたよね。親に負担になっています。事実、そのとおりです。でも、日本語というのはトーンがわからないので、こんな一言で済まされて、実際、今ボランティアをつけて回している人たちの気持ちが、この一言で回るとはとても思えないし、そういうことまで理解して、この一文を書いていたいただいているんでしょうか。

具体的に言いましょ。ボランティアに任せている方が、その日、ドタキャンとかそういうことも当然あるわけですよ。ボランティアですから、ついていたいただいている方というのは、そういう方というのはほとんど少ないにもかかわらず、やはり多少いいかげんな気持ちでドタキャンという場面もなくはないんですよ。そういうときに、その子が学校に行く機会を奪っているんです。そういったことも考えて、親の負担になっているという一文がそれを表せているとは私は到底思えません。

もう一つ、最後に出てきた「自助・共助・公助」。我が国は当然市場経済ですし、働かなくては自分の飯を食えない世界です。でも、いいですか、よく考えてくださいよ。地域の義務教育の公立の学校に行くところに、どうして「自助」が求められるんですか。違うでしょう。貧乏な人が学費を稼ぐために働きなさい、そういう「自助」だったら分

かります。これは明らかに使っている場面を間違っています。そういうことから考えて、この資料というのは全然気持ちがこもっていない。障害を持つ子ども、親に対してやさしくなろうというところが全然分かっていっしやらない。どういう調査で、どういうことをやられたのか。

当然、行政にかかわる方が地域で起こっていることを全部分かるなんて、そんな実態のないことを言うつもりはもちろんありませんけれども、ありませんけれども、現場で起こっていることを、我々がニーズしていることに対して、もう少し謙虚になって、もう一回、こういうたたき台をつくっていただかないと、いい制度は絶対にできません。そういうふうに強く思います。

ちなみに、行政のことを言いましたけれども、私の子どもも、1年生のときには苦労しましたけれども、学年が上がるにつれて、担任の先生、周りの先生の理解を得ることによって、取りあえず何とか通えるようになっております。就学の際は、この子に集団生活は無理だから特殊学級に行きなさいと言われました。入ったときにはチャイムもわかりませんでした。現在は教室に座って、形だけではありますけれども、みんなと同じ生活をしています。こういう感動というのは、普通学級に行かなければ味わえなかったし、1年生のときには実際、理解を得られずに苦しんでへこたれました。へこたれば得られなかったことです。

もう一つ加えますと、この地域の子どもは障害を持つ子どもに非常にやさしいです。そういうところから考えて、もうちょっと、たたき台に沿って話し合うということが果たしていいことなのかどうなのか、実のあるものが本当にできるということになるのかということを提言させていただきたいと思います。

座長：

ありがとうございました。

それでは、設置範囲、介助員の確保ということで、3ページ、4ページに移らせていただきたいと思います。どうぞ。

参加者：

発言するのに大変困っております。というのは、全部の課題について言いたいことがいっぱいあるわけですね。それは私だけではないと思うんです。それを細切れにされても、正直言いまして何をしゃべっていいかわからないんですよ。しょうがないものですから、私は1点だけに絞って申し上げます。コーディネーションのことです。

その前に、今の方がおっしゃられたような、現状で非常に苦労されている方たちのこ

とを考えると、コーディネーションの話なんてその先の話なんですよ。ちょっとしゃべりにくいので一言だけ基本的なことを申し上げますと、現在、日本の学校教育の中では障害を持っている子ども、当然子どもたちにはおりますが、その子はどこで教育を受けるべきかというのは親が決めるべきだということが当然のこととして行われています。これはもう30年以上の歴史があるわけですね。その際に、親は、ここで勉強を受けさせたいと思った場合、教育委員会というか行政というか、そちらの側の行うべきこととしては教育条件の整備は当然しなければいけないです。予算の話も出ました。「自助・公助」なんていう話も出ましたが、その前に、教育委員会は、入れたいという親がいて、入ってきた子どもについてどういう条件整備をするのかというのが義務なんです。恩恵ではないんです。したがって、例えばボランティアで何とか現状をクリアしなければいけないというのは、現状苦しいから、取りあえずはこれでやりましょう。だけど、その先は教育委員会としては、きちんとした教育条件をつくるべきだという目標はちゃんと置いておりますというのが本来の方針だと思っております。ですから、現実はどう対処するかというのは、そんなに一方的なことは私は申し上げるつもりはありませんが、「自助」なんて言われると、親の責任で何とかしなさいよ、行政はそこまで面倒は見られないよというのがあけすけに出てきて、本当言って、非常に腹が立ちます。今の方はすぐカッカする方ですが、私も相当カッカしております。ですけれども、その話はちょっと置きます。というのは、どうしても言わなければいけないことがあると思ったものですから。

私は、知的障害の心障学級を30年ぐらいいやりました。その後、難聴学級の担任をやって退職した人間なんです。そういう心障学級の教育現場にいる人間が、見渡すとあまりいらっしやらないようなので、その立場から一つだけ申し上げます。コーディネーションのことです。

心障学級の教員の一番辛いことは何かということ、教師同士が共通の課題意識、共通の方法論を持ちにくいということなんです。長年やっております、ずっと教師の泣き言の8割はそういうことです。誰々先生が勝手なことをやって困ると。ですけど、その勝手なことというのがいろいろ条件がありまして、そう単純ではないんですよ。ですけれども、もっと具体的なことを言いますと、例えば子どもに対して非常に親切な先生というのは、必ずしも子どもにとってはいい先生ではないです。その子の将来を考えて、その子の何を今伸ばすべきかということを考えると、子どもにとってあまりいい顔ばかりはしてられませんよね。ですけれども、親との対応では、嫌な言い方をするかもしれ

ませんが、非常に親切な先生というのは評判がいいです。ですからどうしても、子どもに対して甘いというか過保護になる傾向というのは避けられないです。

ボランティアと教師の場合は、もっと乖離がひどくなります。ボランティアでおやりになる方というのは、もともと善意で始められる方ですから、子どもにとってどういうことがうれしいと思えるのか、そのことで自分もうれしいと思えるという、そういう立場ですので、教師がその子の一生を見通して、毎日毎日現場でやっていることとは相当違うわけです。でもこれはどちらがいい悪いではなくて、そういう立場の方がいるのは当然ですので、その中でどう意見調整をしていくかというのが非常に大切だと思ってやっておりました。

ですから、何を言いたいかといいますと、ボランティア、その他、いろいろな条件の方で、介助の方を用意される場合に、その介助をされる方と担任の先生、保護者、少なくともその三者がきちんと話し合える時間と場所を用意していただかなければ、子どもにとって必ずしもプラスではないのではないかと。子どもは、ある日、ある学校に行って、みんなからニコニコされて、いい思いで帰ってくる。それだけで、その子の人生が豊かにはなりません。そういうことも含めた計画を立てていただきたい。それは先ほどお話が出た特別支援教育なんていうのが、もし、従来いろいろアドバルーンとして挙げられているようなことが行われれば大変な事態になるのではないかと考えているんです。

今日、校長先生も大分いらっしゃるようですが、普通の先生がお考えになるよりは、はるかに、はるかに条件の難しいお子さんも、その子の親が普通の学級でやるべきだということならば、当然の取り扱いとして普通の学級に入っていきます。私の経験の中で一番障害が重かったお子さんというのは、親の顔がわからない子がいました。帰りにお母さんが迎えに来て、なかなかそっちに行かないですね。もっと困ったのは、お弁当の時間に、口のそばに持っていかなければ食べないのです。そういうような相当重いお子さんも現実に私は対応してきましたが、正直言いましてあまりうまくいかなかったです。普通の学級の非常に難しい条件の中でそういうお子さんを受けて、本当にやっていけるのかどうか。コーディネーションなんて生易しいものではないのではないかと。

ですけれども、文部科学省等の文書を見ますと、コーディネーターがいるから何とかなるみたいなお話なんですよ。校長先生がお考えになって、それでうまくいくとお考えになっていらっしゃるのかどうか、ちょっと心配になります。

何でそんな話までしたかということ、今回の普通の学級にいる障害を持つと言われている子どもたちに対する対応の場合、ここにも「コーディネーション」という言葉が出て

おりますが、そういうものをとにかく、たった一人とか二人の子どもについておやりになってみる、そのことが相当大きなステップになるはずだと思っています。ただ、ある時間、面倒を見ましたというだけでは、本当はその子にとっていい条件ではないかもしれないです。ということだけ、元教師としてぜひ言いたかったので申し上げました。

座長：

ありがとうございました。どうぞ。

参加者：

たびたび申しわけありません。実際に介護をやっている立場からお話しさせていただきたいのですが、その前に先ほど委員がおっしゃったことに若干答えるというか、お話しさせていただきたいのですが、私たちはもともとは成人の障害者の方に介護派遣している福祉団体として、西東京市内でもかなりの数の、全介助の方の一人暮らしに介助員を派遣して支援をしております。それから、知的障害の方、それも、重度と言われる方も一人暮らしをしていらっしゃる支援をして、西東京市というのは、誇れるぐらい、障害者が自立して暮らしている市だと思っております。ですから、まず大人になったら、地域で暮らし続けるということは決して不可能ではないということが一つ。

それから、高等学校において、都立学校では介助員がついております。ですから、今日の検討課題の小学校だけではなくて小中学校、いわゆる公立学校における介助員の配置のことだというふうに私は考えて、今日来ておりましたので、そうすると、幼児期から成人まで一生を通した福祉なり教育なりがちゃんと支えられる町として西東京市がなれるということではないかというふうに思っております。

それから、どういうふうな形で、誰に介助をつけるかというのは、多分、検討課題5の方の問題だと思いますので、これはまた後、お話しさせていただきたいと思いません。

課題の3と4ですが、3については、これはもう本当に話す必要もないぐらい、遠足だけは行けませんとか、修学旅行は自宅待機していただきみたいなことが、本当に義務教育であり得るのか。あるいは通常授業はだめだけれども、校外活動だけは行っていいですみたいなことも逆に変ではないか。教育というのは、まさに先生方が粉骨砕身なさっているように、1年間を通して教育活動であると思っておりますので、こういう、場面を限定した形で対象を狭めるということはあるのではないかとこのように思っております。ですから設置範囲というのは全て制限なく、あくまで必要十分、

そのお子さんに必要な介護を派遣するという前提に立っていただきたいと思います。

4番で、先ほどの方がおっしゃったように、本当に、私たちも自分たちがやりながら、実際、介助員の確保はとても難しいです。本当にわずかですが、有償ボランティアという形をとっていますが、それでもかなり厳しいです。あと、社協さんがやっていらっしゃるボランティアさんもすごく一生懸命、無償でもやってくださっていますが、やはり、その数は非常に少ないです。そういう意味では、ボランティアでなく、きちんとした介助員という形で派遣していただくことが必要だと思うので、募集と登録受付は、ここには選択肢が3までしかありませんが、私は4番目として、募集と登録受付は市の教育委員会が行っていただく。そしてコーディネーションは、今発言があったようにとても大変なんです。私自身も実際はコーディネートは全く無償で、無報酬でやっておりますが、本当にその日、そのスケジュールで全然変わってくるということがありますので、行政で、8時半から市役所は始まるのに、市がやるというのはかなり難しいことかなと思います。

ですから、現実には今親御さんがやっていらっしゃるか、学校の校長先生がやってくれるか、あるいは私たちのような団体がお手伝いするという形でやっているの、そういう形でのコーディネートというのが現実的には、親御さんがやれという意味ではなくて、親御さんが実際やらざるを得ない場面というのがかなり多くなるのではないかというふうに思っております。

「自助・共助・公助」ということに関しても、もう十分「自助」は、普段の生活でもなさっている状態だというふうに思っております。

座長：

設置介助員の問題で、まだ御発言になっていない方で御発言の方はいらっしゃいませんか。どうぞ。

参加者：

養護学校の親が、市の教育委員会の方と話せる機会は本当はないものですから、ついで。

今回、設置範囲ということで、養護学校の親の立場として言いますと、先ほどボランティアがドタキャンしちゃうとキャンセルになってしまうと学校に行けないという話がありましたが、養護学校の児童にしてみますと、親が病気になってスクールバスに乗せられなければ学校を休まなければいけないというのが現状です。もう親が40度近い熱がある隣で、子どもがびよんびよん飛び跳ねているという、すごくおぞまし

い、これは病気は治らないなというような環境になってしまうんですね。そういう家庭はたくさんあります。

養護学校に行きますと、市の教育委員会の担当ではなくて都の教育委員会になるので、市の教育委員会から担当が障害福祉課というところになるということで、これは子育て計画策定委員会のときにそういうふうに出ていた記憶があります。そういうことで、市の教育委員会とはほとんどかわりがなくなってしまうのですけれども、今回、しつこいようですが、また副籍等、いろいろまた都の方からも、市の教育委員会とも協力体制をつくるというようなことが出されていますので、そういった面からも、その子の義務教育を支えるという点から、設置範囲という点で通学等も認められるように、これは特例かもしれないのですけれども、そういうようなことも検討できるのであれば、通常授業をということではなく、学校生活を支えるという点から支援するための介助ということでも検討してもらえたらどうかなと思います。

また、これは別なんですけど、健常のお子さんでも足を骨折してしまって、介助があったら楽だろうなみたいなこともあると思うんですね。ですから、障害児と介助ということが、本当に介助が必要なお子さんということで考えていくのも一つの考え方だと思いますので、そういう点でもお願いしたいと思います。

座長：

ほかにはいかがでしょうか。先ほど細切れというお話も出ましたので、細切れではあるんですが、次に行かせていただいて、時間的に残りましたら全体的なお話を伺いますので、それでは、決定機関と費用負担について御意見を賜りたいと思います。

参加者：

決定機関についてですけれども、ここは「はっきいねっと」としても非常に議論が分かれたところなんですけど、結論から申しますと、この決定機関というか、決定プロセスに関しては、必ず当事者である親、教育現場の学校の先生、教育委員会、この三者がとことん話し合う中で決めていくという、こういうプロセスをぜひとっていただきたいと思います。先ほどどなたかが、親が知らないところで勝手につけられることというのはあってはいけないことだなと思いますし、かつ、教育現場で頑張っている先生方が全く知らないところで、今度こういう介助員がついたからということも、これもあってはいけないことだと思います。ですからここは、必ずこの三者が話し合いながら、とことん話し合うということ。きれいごとかもしれませんが、このプロセスは必ずとっていただきたいなと思っています。

座長：

ほかにはいかがでしょうか。決定機関について、費用負担についてということで。6番の方。

参加者：

たびたびすみません。決定機関については、基本的には、まず保護者からの申請で、決定は学務課がその申請を受けて決定するというので、あえて審査をするということの必要はないかと思えます。親御さんが知らない間に勝手につくということは確かに困るので、そういう場合はきちんと現場の先生と親御さんが話し合うなりということを進めてほしいのですが、基本的に親御さんがぜひ介助をつけてほしいというふうに申請するというところから始まるというふうに考えております。決定機関は必要がないというふうに思えます。

費用負担についてですが、これももちろん、公教育において、障害があるからと言って、特別な費用負担を求められるというのは明らかに差別であると思えますし、「自助」ということであれば、先ほど申しましたように、親御さんはもう十分に「自助」をなさっていると思えますので、費用負担に関しては親御さんの費用負担はなしということで考えていただきたいと思えます。

座長：

いかがでしょうか。それでは、先ほど来、市民の方からの御意見が出ていますが、委員さんの方で、お話があった件について御発言なさる方、あるいは質問の形もちょっとあったかに私は思っておりますが、何かお話はありませんでしょうか。

参加者：

私だけでなく、今日の会に出席された方は、今相当いらいらしていらっしゃるのではないかと思うのです。というのは、しゃべりたいことはまだいっぱいあるんですよ。ですけど、「細切れ」という言い方は適切かどうか分からないけれども、話しにくかったです。もっと細かい点で、皆さんとしては言いたいことがいっぱいあるはずなので、今後どういうスケジュールにされるのかわかりませんが、今日のように総花ではなくて、例えば、ある部分に限って、2回か3回か、わかりませんが、こういう話し合いのチャンスを持っていただくということになれば、もっと私たちは話しよくなるし、それから一番大変なのは、例えばお金の問題で、結果的には自己負担というのは出てくるかもしれませんが、みんなが納得して、取りあえずはある程度負担しても仕方がないなという気持ちになるような経過があれば、大

分違います。そうでないと、建前から言えば、お話に出ているように、教育委員会が公教育についてお金を出せというのは筋違いではないかで終わりになっちゃうんですね。お金の問題だけではなくて、そのほかそういうことはいっぱいありますが、そういういろいろな考え方の方も含めた話し合いのチャンスを積み重ねていただくように要望いたします。

座長：

今日のことで言いますと、終わりの方で事務局から次の会のこと等々の点があると思いますので、4時ちょっと前まで、今まで三つに分けてお話を伺いましたが、それを外して、特に今まで御発言のない方、同感なんだということで御発言がないかと思えますが。それからもう一つは、いらいらなさっていることも含めて、時間がありませんので御発言をいただきたいと思えます。

参加者：

先ほどの方からも非常に憤りつつ、この資料には心がこもっていないという発言があったのですが、確かに文言を見ていくと、保護者は役割を負担しなくてよいとか、会議を開催するのに時間がかかって機能的でないとかいう文言があって、冒頭に発言された、この介助員制度をどうするということを、果たして子どもの視点、子どもが主人公になるということを前提に本当に考えているんだろうかということが非常に疑問です。ずっと事前に、この資料を私、手に入れていまして、ずっと見ておったんですけども、学校で学ぶ子どもにとって本当に幸せなためにはどうするのかという視点が、あるのでしょうかけれども、この文言からは感じられないというのが正直なところですので、根本から考えていただきたいというのが一つ。

それから、枝葉末節になってしまうかもしれないのですが、懇談会資料1番の6「通常の学級に在籍する障害のある児童に対して、市教育委員会が行っていることは？」というところで、これはもしかしたら事実誤認ではないかという部分があるので、これは公式な資料として文字になっておりますので、事実誤認ですと問題なので御指摘したいと思うのですが、「市教育員会では」云々とあって、「校外活動に介助員をつけています」という表現。それから次の行、「また、平成16年4月から、水泳指導においても介助員をつけています」という表現があります。先ほど申しあげましたとおり、肢体不自由で小学校に子どもがいます。ここで言っている校外活動、例えば遠足、運動会、プールの授業、そういったものについて介助員の方はついてくださっていません。実態は、私が募集したボランティアさんに好意でついでにいただい

ています。それに対して、確かに謝金という形でお礼のお金は払われているようです。それは事実です。ただ、「介助員をつけています」という表現は、私はどうしてもひっかかるのですけれども、学務課長、これはどういうことなんですか。この事実は本当にあるんでしょうか。もし事実ですよということでしたら、私の子どものケースはこれに該当されていないので、なぜうちのだけはついていないのだろうかというのが非常に疑問ですので、お願いします。

学務課長：

先ほど予算数値を申し述べました。平成16年度と平成17年度の9月までの数字です。それで先ほどの数字の中で、小学校については35万円、中学校については1万9,000円という中に、いわゆる校外活動ですね。

参加者：

予算のことではなくて、介助員をつけているのですか、つけていないのですかという事実関係はどうなんですかというのが私の質問です。

学務課長：

ですから、予算の実績が出ているということがありますよね。ですから逆につけているというふうに認識しております。

参加者：

そうしますと、その介助員はどなたが募集して、どういう立場の方が子どもさんについているのですか。現に西東京市にその事実があるんですか。

学校教育部長：

御指摘のとおりだと思います。ここの文章の意図するところは、介助員は親御さんに確保していただいて、公費で支払っていると。厳密に言うとそういう表現になるかと思います。ですから、1から10まで公費といいますか、公で設置しているという意味ではございません。

参加者：

誤解を招く表現なんですよね。

参加者：

今お話のところは、文章上の問題ではなくて、教育委員会の責任でやっているかどうかということところが非常に大きな問題だと思うんです。ボランティアの方に介助をお願いする場合に、今までそういう不幸な事実があったかどうか、私知りませんが、例えば、けが、その他の事故があった場合、だれが責任を負うのか。その辺は障害を持

つお子さんの親が個人的にお願いしたボランティアの場合はあり得ないというか、そういう状況ですよね。今お話のような、教育委員会がある程度イニシアチブをとっておやりになるのなら、そういうところまで考えるのかどうか。それから、もっと言えば、事故があった場合にだれが責任者なのか。これは学校教育の中だから当然、校長さんが当面の責任者ですよね。そこまでの体制がつくれているのかどうかということまで関係しているはずだと思います。ですから、今の点について教育委員会としてはどうお考えになっているのか。

学務課長：

先ほど来、予算というふうには包括的には申し上げておりますが、当然、制度設計をした際には、いわゆるアルバイトさん対応ならば、それなりの人件費と同時に、それに対する保険についても予算をつけるというような形になろうかと思えます。

参加者：

校長先生方はその辺はどうお考えになっているのですか。事故の場合の責任というのは。

委員：

現状で事故が起こった場合は、やはり何らかの責任は校長がとらなくてはいけないだろうなという前提で校長職はやっています。すべての校長はきっとそうだと思いますね。

委員：

ただ、危惧するところは、介助の方が事故、けがに遭われるという場合もありますし、介助の方が、まあ自己責任はないにしても、介助の方が事故、何かを起こすという場合もあるということを見ると、なかなか広い範囲で考えなくてはいけないということで、校長としては十分検討しながらということになろうかと思えます。

座長：

今日御参加の市民の方で、まだ御発言なさっていない方、いかがでしょうか。

参加者：

私は小学生の息子を持つ母親ですので皆さんのようにうまくしゃべれるかどうか分かりませんが、せっかく、今日この場に来ておりますので発言させていただきます。

私、ちょっと不勉強でして、実は「はつきいねっと」の代表の方の介助員についての陳情というのを今改めて、いただいた資料で見まして、ここに全ての答えが出ているなと感じました。これがあって、この陳情が3回も採択されているのに、この質問

の内容というのは、理解がされていないのかなということが不思議です。ここに教育関係のそうそうたるメンバーの方々が、これだけいらっちゃって、現状もかなり把握できている状態だと思うのですが、そうしますと、すべて答えはもう見えてきているのではないかなと、母親としてですが、考えます。

まず、検討課題1に関しては、対象者、どういった障害に介助員をつけるかという質問ですけれども、これは今日いらっしゃる方々全ての方々にお伺いしても、一人として、同じ子どもはいないと思います。うちの子はこういうときにこうだということはみんな違うと思います。それは、先生は、おわかりだと思います。ですから、どういった種別をするかというのは、書類上は必要かもしれませんが、大変難しいです。そうすると、先ほど委員の話にもありましたけれども、親が認識していないお子さんというのは判断が難しいと思いますが、なかなか、こういう症状です、こういう診断名ですと、指定した医療機関で決めなくては、これは受けられませんというような審査のようなものはぜひやめていただきたい。それでは、みんなに開かれた介助員制度ではなくなると思います。

それから設置日数に関しても、先ほどの方の話で、息子さんが1年生や2年生のときは大変だったけれども、今は一人でちゃんと学校に行っていますというお話がありました。そうやって、一人一人、そのときのニーズによって、年間すべて200日必要なのか、必要ではないのか。一人のお子さんでも変わってくると思いますので、それは親と現場の学校とがよく話し合っていけば、その都度話し合っただけで答えが出てくることだと思いますので、逆に制限をつけることは不可能ではないかと考えます。

課題3に関して、学校行事というのは、通常授業ではないという判断をされているのではやむを得ないのですが、行事は授業の中の一つだと認識しています。実際に息子の学校の先生にもそのように言われました。そこから学ぶことは多いと。ですから、何の授業はいい、何の授業はだめというふうに分けること自体、これもおかしいのではないかと考えます。必要であればついていただくということでいいと思います。

検討課題4ですが、介助員の確保、これは私には難しいので、どうしたらいいかという案はわかりませんが、ぜひそれも、親の発言、親の意見、それと学校の意見、両方を吸い上げていていただきたいと思います。例えば、その後の5の決定機関の話にもちょっと結びつくかと思いますが、どこからかが強制的に、この子は必要だから、学校生活において学校側が都合のよいようにという聞こえが悪いのですが、学校側が扱いやすいように強制的につけるということは人権侵害なのであり得ないと思うの

ですが、そのようなことはぜひないように、必ず親と現場というか学校、教育機関と話し合っただけで決めていっていただければいいと思います。

そして、決定機関についても、先ほどから申し上げているとおりです。強制ですとか指定医療機関での審査などは必要ないと思います。そのかわり協議ということは、どういった内容のことが必要かとか、この子には今必要ですとか、親も学校も話しやすい体制をつくれるといいと思います。

費用負担に関しては、当然義務教育で小学校も中学校も公的なものですので、ぜひ親の負担ということをまず念頭に置いて話し合いを進めることがないようにお願いしたいと思います。必要であれば、もちろん、親というのはかわいい子どものためには払いますけれども、そういうことではなくて、考え方の進め方として、ぜひ保護者の負担ということを念頭に置かずに進めていっていただきたいと思います。

話がうまくないのですが、すべてにおいて、親と学校との話し合いで決めていっていただきたいということを強く希望します。

委員：

今までおっしゃった中の全部に相当するのですけれども、話し合いの中で気をつけていかななくてはいけないのは、当事者だけの考え方と行政とで話し合うことだけでいいのかなと、ちょっと私は少し不安に思うのです。それは、その子どもを受け入れる教室全体、要するに子どもたち、それからその子どもたちの保護者も、その子自身を受け入れるわけですね。その中で、その保護者というか、受け入れる側、私たちは当事者なんですけれども、それを受け入れる側の人たちの理解もとても必要だということが一番大事だと思うのです。介助員をつけて、そのクラスが落ち着いてやれるかということも確かに大事なんですけれども、それだけでは私はいけないと思うんですね。そこから先を考えていかないと、ノーマライゼーションという意識が - 先ほど冷たいとおっしゃいましたけれども、やはり冷たいです。でも、冷たいのは、分からないから冷たいのです。その保護者たちが当事者ではないから。私たちはこういう子どもたちを抱えて、大変なこともあれば、うれしいこともあり、いろいろ日々感じています。でも、それを受け入れる通常の子どもたちにとってみたら、全くそれは経験したことのないもので、その保護者にとってはまさに、実際、子どもとはまた離れて、学校の中の行事とはまた別にいるわけですから、通常にいる保護者の人たちは全くそれを経験することは少ないわけなんです。その中で分かってもらおうとする努力は、私たちはしていかなければいけないというふうに私は思っているんです。

確かに毎日の送り迎えとか大変ですよ。それは養護学校に通っていようが、心障学級に通っていようが、通級学級に通っていようが、そういう子どもさんを持った保護者の方というのは必ず経験していることであって、でもそこはやはりやっていかなくてもいけないというところも私はあると思うんですね。やって初めて、相手の人たちが分かってくれる。実体験として少しでも経験して感じてもらう。そういう気持ちがあってはじめて、その冷たさがやさしさに変わって、手助けに変わってというふうには、徐々に変わっていくのではないのでしょうか。いきなりつけて - つけることに対して悪いということを行っているのではなくて、段階を踏む親の意識というものをもうちょっと大事にしていけないと、受け入れる側の人たちにしてみたら、子どもさんの状態とか、当事者の保護者の考え方とか、当然、知る。知るというか、知っていて - 知らなくては、そのクラス全体としての手助けというふうには変わっていかないのではないかなというふうに考えたのですけれども。

視点とは、ずれるかもしれないのですけれども、私の、介助員とかすべての制度に対しての意識というのは、私はそこにあるのですけれども。

座長：3番の方。

参加者：

ちょっと違います。我々、介助員制度をつけることで全部が解決するなんて思っていない。当然、周りの理解とかも必要だし、それというのは、制度ができた後のソフトの運用をどうするかの問題なんで、その第一歩を踏ませてくれないというところで、我々は「冷たい」というふうに言っているんです。

どうしてそういう受け入れるというところにハードルがあるか。ずっと今排除している世界だからですよ。いろいろな方がおっしゃったけれども、来てみたら大したことではない。逆に言うと、例えば、あの町のA君を受け入れるかどうかを一人一人審査しますか。そういうことなんですよ。その一歩があって、理解して、その中でいろいろな理解が深まっていくと。それにはやはり、だからそこにいなければ分からないんですよ。そういうことです。だから介助員がすべて理解も何もしてくれるなんていうことを少なくとも私は思っておりませんし、みんなもそうだと思います。冷たいというのは、その第一歩を踏ませてくれないということです。

座長：

どうぞ。

参加者：

今の話はソフトの部分だと思しますので、それは少なくとも例えば、私は努力が足りないかもしれないのですけれども、皆さん、何らか必ず努力していらっしゃると思いますし、それは親と先生と、またほかの保護者の方と、今おっしゃった話はソフトの部分だと思うのです。今日はハードな部分で、それプラスワン、お手伝いしていただける部分のお話し合いだと思いますので、そういった話を皆さんしていないだけで、ソフトな部分はこれからも気をつけていかなければならないところだということに認識した上で発言しています。その辺は御理解いただきたいと思います。

参加者：

行政の方が冷たいと感じる場面が多いというのは、私たちは子どものためにはもう何でもやります。自分が痛かろうと苦しかろうと辛かろうと、やります。それで、その必死さを伝えてきたつもりですけれども、伝えて改善してほしいと訴える際にも、「予算がないから無理です」と。通級学級のことでしたら「固定学級の方が優先です」ので予算の順位はこうなっています」と、切り捨てられる言い方といいですか、予算がないということだけでは納得しがたいことがありますので、私たちでしたら、何があっても、お金が無いのだったら無いで、どうにかやらなければいけない。どこからかお金をかき集めてでもやらなければいけないという、その熱意が全くないというところで、冷たいと感じるときがあります。そういうことだと思います。

ですから、今回もこういう話し合いが持たれて、少しでも必要性を感じて、保育園にはついている、高校にはついているのに、小中学校にだけはない。それ自体、私はおかしいと思うんですけれども、そういうことを実感していただいて、予算がないのでしたら、どこからかかき集めてでも、本当に善処していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

座長：

ありがとうございました。予定の時間になりますので、お二人だけにしたいと思います。

参加者：

決定機関云々のことで前の方がお話しされたときに、もちろん、親と担任、関係する人たちが加わるのはとても大切なことで、分かるのですけれども、私はどちらかというと発達障害の方が専門なので、肢体不自由の方は不得意なのですが、発達障害を抱えているお母さん方は、障害に対しては受け入れているのですけれども、子育て不安とか自分のことでいっぱい、子どもの視点に立つということがなかなか

か難しい。この子が反抗してくるからかわいくないとか、もっと子どもの視点、子どもは何に困っているかということ客観的に判断できるような方もぜひ加わって、決定や介助の方法なども検討していくと、先ほど一番最初におっしゃっていた、子どもの視点というものがもうちょっと浮き上がってくるのではないかな。どうしても保護者の方はすごくいろいろなことが大変で、気持ち的なものが優先に、ちょっと先走ったりすることもありますし、学校関係の方は教育論的な立場で、どうしても学校運営、教室運営になってきてしまうと思いますので、そういう方もぜひ加わった形でやっていければ一番ベストではないかと私は思います。

座長：

ありがとうございました。

参加者：

最後の発言になりますけれども、前々回、前回、傍聴もさせていただいたのですが、こういう介助員の制度をつくる時に、難しいことを挙げれば多分切りがないと思うんです。簡単に言うと、先ほど予算はどうですかという質問がありましたけれども、お金がないと言ってしまったならば、では、もう全くできない。しかしそういうことではないのではないかな。このような懇談会に、こんなに多くの傍聴の方が出られるなんて異例なことですよ。市民がこんなに大勢発言するというのは、2002年、2003年から陳情が上がって、多くの人の願いがあって、議会も賛成していて、この資料にもありますけれども、市長自らが、こういったことをやると言っていて、お金も3,000万円から5,000万円ぐらいかかると市長は認識しているわけですよ。かつ、教育委員会の課長の方からは、「特にお金がどうのこうのということは、ここでは次にしてください。まずは、いい制度をつくるためにはどうしたらいいかということをお委員の皆様、考えてください」と、ここまで言っているわけですね。そうすると、委員一人一人の方の意見だけだと思えるのです。

ですから、今日の我々市民の意見もしくは全体の意見を聞いて、皆さんがどう思われるか。もしどうしてもこれに反対だったら、反対でも、ちゃんとしっかりとした議論をして、そこで考えていただければなということをお話したいと思います。

座長：

ありがとうございました。それでは、予定の時間になりましたので閉会したいと思います。大変貴重な御意見を伺ったと思います。「貴重な御意見を伺って」というと通り一遍のようですが、私が座長でなければ発言したいような御意見をおっしゃっ

ていただきました。どうもありがとうございました。

5 事務連絡

学務課長：

それでは事務連絡をさせていただきます。今会長からもお話がありましたように、次回の日程を調整させていただきたいと思います。次回については10月末を想定させていただきたいのですが、会場の都合、委員さんの都合によりまして調整を決定申し上げますが、まず事務局の方で、19、20、21の水、木、金を御提案させていただきたいのですが。

座長：

いかがでしょうか。19、20、21ということなのですが。課長さん、事務的にも、今日で終わって日程的にかなりきついですね。

学務課長：

それではまず、恐縮ですが、座長はどうでしょう。19、20、21は。まず座長の都合に基準を合わせましてと思いますが。

座長：

それは大丈夫にいたしますから。その3日間は大丈夫ですから。午前、午後もありますよね。

〔次回日程について協議の結果、10月21日（金）に仮決定〕

学務課長：

では、恐縮ですが仮決定ということで、21日金曜日午後ということで。确实決定は御通知申し上げます。

座長：

それでは閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後4時05分 閉会